慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究 二四四〕第三者作成文書の成立の真正の認定 約束手形金請求事件(昭和二七・一〇・二一・第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	花房, 博文(Hanafusa, Hirofumi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1986
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.59, No.7 (1986. 7) ,p.136- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860728-0136

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

理由に株式譲渡の会社に対する効力を認めることに異論はないの株式譲渡を会社が承認しているのであるから、信義則違反を高裁判決のそれと類似し株券発行の不当遅滞のほかにA・X間危険があることは否定できない。本件の事案は、昭和四七年最項を使っているきらいがあるため、法の立場に恣意をもちこむ項を使っているきらいがあるため、法の立場に恣意をもちこむ

で会社の定款には、株式譲渡につき取締役会の承認を要する旨会社にくらべると、その規模は大きい。しかし、性質は閉鎖的のであるから、これまで株券発行前の株式譲渡が問題となった総数は二〇万株弱(額面五〇〇円)、株主総 数は約九〇名という五 本件の会社は、資本金は一億円に近く、また発行済株式

ことを、この判例評釈を機に指摘しておく。

と思われるが、信義則説自体には、前記のような問題点がある

規模閉鎖会社の特徴として一般には資金需要も乏しく、新株発株式会社に株券発行義務があるかどうかは問題である。また小の定めがある。このように規模はそう小さくはない、閉鎖的な

譲渡の制限の定めがあるからといって、そのことだけで株券をである。このようなことを考えると、本件の場合、定款に株式本件で問題となっている株式は、新株発行の対象となった株式行ということもほとんど行なわれないことが挙げられているが

一応肯定できる。 一応肯定できる。 一応肯定できる。 発行しなかったことに合理性が認められるかどうか疑問である。

(昭和六一年四月二八日稿) 阪 埜

光男

最

裁

民

訴

例

研

昭二七13(最高民勢ブ港)

第三者作成文書の成立の真正の認定

義振出の約束手形の支払いを求めて訴を提起した。しかしYは、本X(原告・控訴人・上告人)は、Y(被告・被控訴人・被上告)名約束手形金請求事件(昭和二七・一○・二一・第三小法廷判決)

究 二四四

敗訴。X控訴。原審判決は、「乙第一号証の一、二(同 号証の一書であるから、Yがその責任を負うべきだ、と主張した。第一審、X、は手形の交付を受けるのに、Yの印鑑証明まで添付させているのと、というであると抗弁した。そこでXはこれに対し、仮にAがYの印章を形であると抗弁した。そこでXはこれに対し、仮にAがYの印章を将であると抗弁した。そこでXはこれに対し、仮にAがYの印章を資売して振出したもので偽造手件手形は訴外Aが勝手にYの印章を盗捺して振出したもので偽造手件手形は訴外Aが勝手にYの印章を盗捺して振出したもので偽造手

問の結果並びに原告本人訊問の結果の一部を綜合すると本件手形は 求はこれを認容することはできない。」と判示した。これに対して ないものと解するから被控訴人に対し手形金の支払を求める本件請 冒用せられたものは過失の有無にかかわらす手形法上の責任を負わ があると主張するけれども手形の振出名義か偽造である以上名義を があって偽造せられたものであるから被控訴人は手形金支払の義務 ぬ。控訴人は本件手形が仮令偽造であっても被控訴人に重大な過失 るから本件手形の振出名義は同人の偽造に係るものといわねばなら 訴外Aが勝手に被控訴人の印章を使用して振出したことが認められ であって真正に成立したものと認める)と原審における被告本人訊 ろであり同号証の二は書信でありいつれも第三者の作成に係るもの 信の封筒の記載中郵便局作成部分は控訴人がその成立を認めるとこ 内部関係であり、XY間ではYが責任を負うのは当然である。とし 証拠によらずした違法がある。口善意に手形を取得したXは手形上 夫れを採択した控訴裁判は訴訟法規に反し、また偽造の認定に際し、 拠にとりあげたが、それはXが認めていない故に証拠に出来ない。 Xは、○用一審裁判所は、第三者の作成した手紙(乙一号証)を証 ことは何等違法ではなく、所論は理由がない。また原審は右の乙一 真正を認めりるものと解すべきであって、原審が右乙号証は真正に 証拠に採用したことを非難しているが、第三者作成の文書について 上告人か不知を以て答えた乙第一号証(第三者の作成した手紙)を て上告した。これに応えて本判決は、「一、論旨は、原審において、 実印を渡していたという重過失がある。偽造については、AY間の の権利を取得する。一方Yは、たとえ偽造であったとしても自己の 認めた趣旨であること明らかであるから、同号証を証拠に採用した 成立したものと認める旨判示したのは、弁論の全趣旨によりこれを は、特段の立証はなくとも裁判所が弁論の全趣旨によりその成立の

> は判旨に添わない主張をなすものであるから、いずれの点も採用す に重大な過失があったと否と、また受取人が善意であったと否とに により何ら手形上の義務を負うものではなく、このことは被偽造者 と非難する論旨はすべて理由がない。口手形の被偽造者は偽造手形 本件手形が偽造であることを証拠によらないで認定したものである であり、しかもそれは十分認定できることである。それ故原判決は 号証の一、二及び第一審における被告本人訊問の結果並びに原告本 手形法上の問題故、ここでは省略させて頂く。) にのみ論点を絞って、 全趣旨のみで第三者作成文書の成立の真正の認定をできるのか否か ることができない。」として、上告を棄却した。 左右するものではない。論旨は右と異なる独自の見解に立脚し、又 かかわらない。更に所論のような手形の社会上の地位もこの原則を 人訊問の結果の一部を綜合して本件手形偽造の事実を認定したもの (以上が本件の事実の概要であるが、判示事項第一点、即ち弁 論の 手形の被偽造者の手形上の責任については

判旨に賛成する。

一 本件は民集に記載されている事実関係も不明瞭でどのよう 一 本件は民集に記載されている事実関係も不明瞭でどのよう 一 本件は民集に記載されている事実関係も不明瞭でどのよう 工当性の当否について論及する。我民事訴訟法は、裁判に於け 正当性の当否について論及する。我民事訴訟法は、裁判に於け 正当性の当否について論及する。我民事訴訟法は、裁判に於け という点の という点の で、弁論の全趣旨のみで事実認定を行なえ得る、という点の と当性の当否について論及する。我民事訴訟法は、裁判に於け でいて自由な判断で形成される心証に委ねている。所謂、自由 がいて自由な判断で形成される心証に委ねている。所謂、自由 のいて自由な判断で形成される心証に要ねている。 のいて自由な判断で形成される心証に要ねている。 のいる、 のいる。 のいる、 のいる、 のいる、 のいる、 のいる。 のいる、 のいる、 のいる、 のいる、 のいる。 の

の様に理解されている。複雑多様な現代社会に対応する為には

かけの度合も含めて、法確証は存在するのであり、目指す所は、これの度合も含めて、法確証は存在するのであり、目指す所は、とのないととても充分に認定を行なう法定証拠主義では、その多様性故にとても充分に認定を行なう法定証拠主義では、その多様性故にとても充分に認定を行なう法定証拠主義では、その多様性故にとても充分に認定を行なう法定証拠主義では、とれだけ少ない資料であろうと、達の素質の高い事。或いは、どれだけ少ない資料であろうと、達の素質の高い事。或いは、どれだけ少ない資料であろうと、達の素質の高い事。或いは、どれだけ少ない資料であろうと、達の素質の高い事。或いは、どれだけ少ない資料である事もは過程であり、反面その責任も究極的には当事者にあり、その確証する法も当事者各々に存在するのであり、目指す所は、かけの度合も含めて、法確証は存在するのであり、目指す所は、かけの度合も含めて、法確証は存在するのであり、目指す所は、かけの度合も含めて、法確証は存在するのであり、目指す所は、かけの度合も含めて、法確証は存在するのであり、目指す所は、かけの度合も含めて、法確証は存在するのであり、目指す所は、ならいとは、といいとないとない。

審の審査が困難で裁判官の恣意に流される恐れがある。或いは、理由として、弁論の全趣旨というものは、曖昧なもので、上級 在する。否定説は、このような事実認定は証拠に基づく事実認見解は、弁論の全趣旨のみで判断できるとするが、否定説も存 事実認定を行なり事を要求していたが、最近では後者だけでも(3) ある。判例はこの両者について、古くは、双方を総合判断して(2)。 (2)。 設代理人の陳述態度、攻撃防禦方法の提出時期一切を含むので 裁判官の態度としては不適当であるとの非難は残るとされ安易 官が確証を得ればよいのであり、証拠調の形式を重視する事に は、その区別を問題にしない事として話を進める)。 学説でも通 説 的 が誰であるのかという点を区別して理解せねばならないだろう。ここで 足りるとする見解にたっている。本件もその立場をとっている(4) としての役割として例外的に認めておられる場合が多い。その 定とは呼べないという理由による。しかし、事実認定は、裁判 (なお、後に言及するが書証の真正の成立を判断する場合、その作 成 全趣旨は、補充的なものではなく寧ろ本質的なものではなかろ な部分でどちらを高く評価するべきかという問題では、弁論の されるのが、より確かな事実認定である故、どちらが必要なの に認められてはならない。とされる。確かに双方相俟って判断 たとえ心証を得たとしても、他の何等の証拠調も為さないのは は賛成し難い。また肯定説の立場といえども、証拠調べの補充 か、などという議論は乱暴な議論である。しかし、その本質的

様・状況を指す。即ち、当事者の弁論の内容は勿論釈明処分と法といえる。他方、後者は口頭弁論に現われた一切の資料・模

て受けない。訴訟当事者の争いある事実の認定に際し直接的方

してなされた検証・鑑定・調査の嘱託の結果、及び当事者、訴

らか。なぜなら、弁論の全趣旨には、正しく当事者及び、

るものに「証拠調べの結果」と「弁論の全趣旨」が規定されてである。その様な自由心証主義のもとで事実認定の基礎とされじめ法則を規定し、当てはめる事で処理できるものではないの絶対的正義ではないと考える。であるなら、それらは、あらか

が、証拠方法の制限は、訴訟に現われたものであれば原則としいる。前者は、証拠方法の取調べから得られた証拠資料を指すいる。

在 代理人の態度が含まれ、その攻撃防禦方法の提出時期如何まで て、 持ち出されていないのであれば、自己の信念をその部分 につ 果」と「弁論の全趣旨」の双方は、 都合はかなり解決されるのである。ともあれ、「証 拠 調べの結 らないと考える。また、上級審の審査が困難である点について た我国に於いて、ここの場面にのみの、このような非難は当た 険性は含まれているのであり、それ故信頼に足る裁判官を揃え 問題については、およそ、自由心証主義をとる段階で、その危 クターであると考える。それから、裁判官の恣意に委ねられる 事からも、その資料提供者である当事者の態度等は重要なファ いて抹消し、与えられた資料に基づき判断を下さねばならない 官がたとえ私的に知り得た真実があったとしても、訴訟の場に 法確証を求めているのであると評価すべきである。また、裁判 く、そのような当事者は、そのような手段による、そのような は単に訴訟の迅速化、当事者の公平、という見地からだけでな の者に対して不利な事実認定をしても構わないとする規定の存 手方の立証を妨げる行為に出た時は、それによってただちにそ 含まれるという点からである。また、当事者の一方が故意に相 (民訴法第三一七条、同法第三二九条第二項等)。これ等の規定 (この点、説示の範囲、 弁論の全趣旨の内容を具体的に明確性を持たせる事によっ 要・不要、については議論が多いが)、不

> 区別してあたって来たがこの事は非常に正当であると考える。 真正と認められる事が多い。そこで判例は古くからこの両者を を認定される。これに対し、第三者作成の文書については、そ されやすく、相手方作成の文書では、他の証拠と相俟って真正 てくる。つまり、挙証者自らの作成した文書では、真正は肯定 書と、第三者作成の文書とでは、真正の立証はずいぶん異なっ 第三二五条)。また、一概に私文書と言っても、 当事者作成の文 争えば、挙証者はその真正を 証 明しなければならない(民訴法 式的証拠力が認められる(民訴法第三三条)。 しかし私 文書に れば書証として採用されない。公文書に関し、その性質上、 については、例外とされる。即ち文書は、形式的証拠力がなけ 自由心証主義のもとでの証拠力の自由評価という原則は、文書 てかような認定が許されるのか否かについて検討してみたい。 るとして、では、木件のような第三者作成文書について果たし なぜなら、挙証者自ら作成の場合、文書として提出するものは、 の文書自体の性質から、弁論の全趣旨とあわせて、その成立を ついては通常、その真正の推定は働かず、相手方がその成立を 一般論として、弁論の全趣旨のみで、事実認定を行なえ得

=

いに重要なファクターで、どちらか一方に依ったとしても、そ 事実認定の基礎として、 互

真正と考えられやすく、

(真正を否定されるものをあえて証拠とし

て提出しないであろうし)、逆に相手方は他の証拠によって真正を

第三者の場合は、

その私文

れは充分に許容されると考える

他の証拠によらずして

その形式的証拠力を推定され易い。ただし、公文書ではないの

書の性質上公文書的要素の強いものは、 否定しようと争うであろう、また、

医者の診断書などが考えられる。このような具体的検討が個別

に行なわれる必要がある。前述した弁論の全趣旨による事実認

Ξ

例えば、株主総会の議事録、定時総会報告書、(9) (10)

例えば、株主総会の議事録、定時総会報告書、内容証明郵便、(3) (11) (12) (13) (13) (13) (13)

その成立の真正を認定したのだと解すれば、X主張の上告理由 訊問の結果並びに原告本人訊問の結果の一部の総合判断をして それのみで真正を推定した訳ではなく、原審における被告本人 成部分は控訴人自身その成立を認めている訳である。 証の一、二とも書信であり、とりわけ封筒の記載中、 が考えられる。これを考慮して本件を考えるならば、乙第一号 の偽造ができないもの。四準公的機関の作成した文書、など)、 ないもの。白長期にわたり連続的記載があり、安易にその一部 職業的文書でその職業者としての良心から、とうてい偽造でき る文書で、たやすく個人によって偽われないもの。口専門家の の一つに高度の該然性が予想されうる場合(
分会社組織に属す 化する必要があろう。この類型化は、後の課題でもあるが、そ くべきであり、第三者作成文書の中でも、より掘り下げて類型 という理由ではなく当該文書の性質から、訴訟経済、 変更も容易にはできず、その性質上、 いるのである。控訴審のこの認定を、 速性の要請を考慮して弁論の全趣旨のみで足りると理解してゆ 定が許容されるにしても、弁論の全趣旨のみでよいのだから、 何等存在しない事となる。但し、 書信であるため日付等の 弁論の全趣旨のみによる 弁論の全趣旨とあわせて、 加えて、 郵便局作 訴訟の迅

える。

を付さない違法がある(民訴法第三九五条第一項第六号)可能性が 事実認定を行なった場合、その具体的な内容を示し判決に理由

残る。 とは、 判決に理由不備の違法はない。」と示した。判例の古くは、 旨が何をさすかが記録を照合することにより明らかであれば、 判旨に賛成。 由説明を要しないとし、最近は必要とするものがふえている。(ほ) 論の全趣旨とを総合して事実を認定している場合、弁論の全趣 け弁論の全趣旨のような、内容が徴妙かつ複雑多様なものを説 拠となる証拠原因を具体的に示す必要がある。しかし、 第三号)、従って裁判の基礎となる事実認定については、 判決理由不備の違法があるとまでいえるかは疑わしい。よって 合は、弁論の全趣旨の内容の説明を示しているとはいい難いが 「方向性」として理解する事と、「違法な判決」としてしまう事 るものとし、しいては、訴訟を機能的にさせると考える。但し、 考えていくべきであろう。その事は、かかる事実認定を活気あ り客観的にその内容を理解できる程度の説明を要求する方向で による事実認定の重要性及び危険性を考えるならば、できる限 確かに、弁論の全趣旨の説明は困難を極まるが、弁論の全趣旨 示するには、困難が生じる。そこで判例は「証拠調べと口頭弁 判決には、 別問題である事も注意せねばならない。 また民訴法第三九五条にいう違法もないものと考 理由を付さねばならず(民訴法第一九一条第一項 本件のような場 とりわ その根 理

- 2 $\widehat{1}$ 中野=松浦=鈴木·民事訴訟法講義三一三頁。
- 3 中野 = 松浦 = 鈴木・前掲三一五頁
- 大判昭八・四・二五民集一二巻八七〇頁。
- 兼子・条解四六○頁。菊井=村松・Ⅰ五九三頁。 最高三小昭三〇・一一・八民集一〇巻三七三頁。 松岡・註釈V

5 4

一〇四九頁。

6

- 中島・日本民訴一三三六頁。
- 8 7 村松・諸問題八一一二頁。 菊井 = 村松・前掲前頁。
- 大判明三二・二・一五民録五輯二巻六七頁。 大判大四・三・六民録二一輯二三〇頁。

9

- 斎藤・注解与二四八頁(小室氏著)。 大判大一〇・三・一二民録二七輯五三二頁。
- 最高昭二六・三・二九民集五巻五号一七七頁。

最高昭三六・四・七民集一五巻四号六九四頁。

13 12 $\widehat{11}$

- 最高昭三二・一〇・三一民集一一巻一〇号一七七九頁。
- 西島弥太郎教授(法と政治四巻三号)などがある。 法三六卷一号一三五頁)、菅原菊志 教 授(法学一七卷四号一二九頁)

なお、本判決評釈には、他に中野貞一郎=小橋一郎教授(民商

花房 博文